

第3回宮津市総合教育会議会議録

- 1 日 時 平成27年11月12日(木)午後4時～
- 2 場 所 宮津市役所 応接室
- 3 出席委員 宮津市長 井上正嗣
宮津市教育委員会教育委員長 生駒正子
宮津市教育委員会教育委員長職務代理者 速石 直美
宮津市教育委員会教育委員 田崎公子
宮津市教育委員会教育委員 中村勝利
宮津市教育委員会教育長 藤本長壽
- 4 事務局 尾崎総括室長 田中副室長 永濱副室長 河合学校教育係長
小南社会教育係長
- 5 開 会
- 6 協 議 (1)宮津市教育大綱の策定について
(2)宮津市教育振興計画(仮称)について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

(開会 午後4時)

尾崎総括室長

定刻になりましたので、ただいまから、第3回宮津市総合教育会議を開会します。
井上市長から開会のあいさつをお願いします。

井上市長

皆さんこんにちは。
御多忙のところ、第3回宮津市総合教育会議に参集いただきありがとうございます。
本日は、一点目に宮津市教育大綱の策定について、二点目に宮津市教育振興計画(仮称)についてを議題としております。教育大綱につきましては、本日の会議で正式に策定してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

尾崎総括室長

失礼します。それでは次第に沿って議題に入らせていただきます。なお、議事の進行は井上市長をお願いいたします。

井上市長

次第に沿って議事を進行します。

(1)宮津市教育大綱の策定について事務局から説明をお願いします。

尾崎総括室長

はじめに、お手元に宮津市教育大綱(最終案)を添付しておりますので、読み上げて説明させていただきます。

■策定の趣旨についてです。

宮津市では、平成元年に『宮津市民憲章』を制定し、将来にわたる豊かなまちづくりに向けた市民の守るべき規範を示すとともに、平成23年に策定した『みやづビジョン2011』の基本施策“教育の充実と人材育成”に基づき、教育の振興を図ってきました。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を平成27年4月に施行され、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

このため、本市における教育をより一層充実させるため、基本的な教育の方向性を示す指針となる『宮津市教育大綱』を策定することとしました。

■大綱の位置づけについてです。

本大綱は、「みやづビジョン2011」(平成23年度～平成32年度)の市基本構想に基づき、教育の振興を図るうえでの基本的な方向性、目標を定めるものです。

みやづビジョン2011が市の基本構想として上位に位置づけ、その下に宮津市教育大綱として教育の基本的な方向性を示す指針として位置づけております。

この大綱を具現化する計画として宮津市教育振興計画として位置づけ、矢印の双方向として教育施策の実施計画として宮津市の教育の重点を位置づけております。

なお、宮津市教育振興計画は、平成27年度中を目途に策定する予定としております。

■計画期間についてです。

本大綱の計画期間は、平成27年度から、「みやづビジョン2011」の計画期間の最終年度である平成32年度までの6年間とします。

以上です。

井上市長

ただいま、事務局から説明のありました策定の趣旨、大綱の位置づけ、計画期間について委員の皆様のご意見等ありませんか。

生駒委員長

大綱は地教行法、振興計画は教育基本法に基づくものであることから、宮津市教育振興計画は、大綱の下に来ても良いのか。

井上市長

本市の教育振興計画は、あくまで大綱を具現化したものとして取り扱うのではないですか。あくまで法に依拠しないものとして取り扱うのであれば、大綱の下に来ても良いと思いますが。事務局としてどうか。

河合学校教育係長

法の趣旨を踏まえてはいるが、大綱を具現化するものとして考えております。

尾崎総括室長

法的根拠は、教育基本法に基づいていますが、位置づけとして大綱を具現化するための計画を策定するものとして考えております。

永濱副室長

任意の計画を策定するのであれば良いと考えますが、計画として策定するのであれば法的根拠があるものと考えます。

生駒委員長

宮津市教育大綱振興計画にすれば分かるのではないか。教育基本法に基づく振興計画を大綱の下に位置づけることは引っかけります。

井上市長

本市では、教育振興基本計画を策定していないため、それに代わるものとして大綱を策定します。その大綱を具現化するものとして教育振興計画を作成しようとしています。

藤本教育長

前回の会議では、法に依拠する教育振興基本計画を払拭して教育振興計画として位置づけたものと認識しております。

井上市長

教育振興計画は、任意の計画で良いと考えます。

永濱副室長

議会は、法的な根拠に基づく計画を策定すべしと言っているがよろしいか。

井上市長

ネーミングは変更しても良いと思う。オリジナリティがあるものを作成すれば良い。

生駒委員長

議会には教育振興基本計画を策定すると言ったと思慮しているが、大丈夫なのか。

永濱副室長

教育振興計画は、本来の目的に沿ったものではありませんが、大綱でしっかり策定しており、その下で、行動計画的なものを策定するという意味で言っていくしかないと考えております。

井上市長

法的根拠は別として、大綱の位置づけはこのままで良いのでは。名前も教育振興計画のとおりとし、法的根拠をとれば良いと考えます。

田中副室長

元々、教育振興基本計画を策定している場合は、大綱に置き換えても良いとされています。一方で大綱に即して教育振興基本計画を変更しても良いとされています。

中村委員

ネーミングを変えてでも、何かしらの具現化するものは必要と考えられるので、策定すると決定した以上は策定していただきたいと考えます。

速石委員長職務代理者

私たちが思っていることは、大綱を具現化するものを策定してほしいだけです。

井上市長

ネーミングとしては、教育振興計画で良いと考えます。

尾崎総括室長

世間にどのように捉えられるかが疑問です。

井上市長

委員の皆様はどうですか。

中村委員

気にしなくても良いと考えます。

田崎委員

気にしなくても良いと考えます。

速石委員長職務代理者

気にしなくても良いと考えます。

尾崎総括室長

別冊資料の宮津市教育振興計画(仮称)の策定に向けての“法的根拠欄”を削り、位置づけの欄においても“国の「教育振興基本計画」及び「京都府教育振興プラン」の趣旨を踏まえ”までを削ることとさせていただきます。

井上市長

“本市の「みやづビジョン 2011」を上位計画とし、”も削っても良いと思う。

尾崎総括室長

■基本理念とめざす人間像についてです。

基本理念は、『教育のまち みやづ』～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～です。

本市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承するまちです。

明治初期(明治8年)には、自由民権運動に心を寄せる人々により天橋義塾が開かれるとともに、京都府下で2番目に古い公立幼稚園が発足するなど、歴史的にも先駆的な教育機関を育んだ、いわば教育のまちとしての風土を有しています。さらには、現在、市内に3校の特色ある高等学校が設置され、市内外から数多くの生徒が通学しています。

このように、先人からの知恵をつないできた当地は、住民の誇りでもあり財産でもあります。

このため、地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたる「教育のまち みやづ」として、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び、成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ、文化が息づくまちの実現を目指すことを基本理念とします。

井上市長

先人からの知恵をつないできた当地域を“当地”に変えたほうが良い思うが。

尾崎総括室長

“当地”に変更させていただきます。

井上市長

基本理念の後段からが少し長いように感じるがいかがか。

“豊かな心が育まれ文化が息づくまち”と教育のまちみやづ”はどのように結びつくのか。先にサブタイトルを入れてはどうか。

生駒委員長

次のようにすれば、“教育のまちみやづ”と“豊かな心が育まれ文化が息づくまち”が結びつかないか。

このため、地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたる「教育のまち みやづ」として、未来を担う子ど

もの育成、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ文化が息づくまちの実現を目指すことを基本理念とします。

井上市長

委員長ご指摘の言い回しのほうがよく分かります。
他の委員の皆様はどうですか。

出席委員

結構です。

井上市長

事務局はどうか。

尾崎総括室長

結構です。

■めざす人間像についてです。

大綱策定にあたり、基本理念『教育のまち みやづ』の下、めざす人間像を次のとおりとします。

- 知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人
- 知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

井上市長

めざす人間像についてはどうですか。

出席委員

このままで良いと思います。

尾崎総括室長

■基本方針についてです。

基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を柱とします。

基本方針1 宮津の明日を創る子どもの育成
よりたくましく、優しい子どもの育成を基本としつつ、夢と希望を持ち、ふるさとの様々な知恵や力を活かし、豊かな感性と社会性が育つ子どもの育成に努めます。

基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び
市民一人ひとりが生涯にわたって学習やスポーツ活動に親しみ、生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、学習機会と場の提供を図るなど、学習環境の充実に努めます。

基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用
先人たちが遺した本市の豊かな歴史・文化的資源を次世

代へ保存・継承するとともに、生活に息づく文化・芸術活動の振興を図り、郷土への愛着と誇りを育む環境づくりに努めます。

生駒委員長

基本方針の中で知・徳・体の“体”は含まれているのか。

尾崎総括室長

基本方針1で、よりたくましくの中で包括させていただいております。徳は豊かな感性と社会性が育つ、知はふるさとの様々な知恵や力を活かすという部分に含めております。

生駒委員長

了解しました。

尾崎総括室長

次に基本方針1 宮津の明日を創る子どもの育成の施策の内容について説明させていただきます。

■基本方針1 宮津の明日を創る子どもの育成【施策の内容】

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期でもあることから、就学前の幼稚園及び保育所（園）に入園（所）する子どもたちの教育・保育内容の充実を図るとともに、学校生活においては、未来を担う子どもを育成するため、個性を伸ばし、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたちが教育・保育施設で快適に集団生活を過ごすことができるよう、幼稚園及び保育所（園）の環境の充実を図るとともに、小学校及び中学校においては、児童生徒にとって安心して安全なよりよい教育環境を確保し、その充実を図ります。

●学びの基礎を育てる教育・保育内容の充実

●質の高い学力の充実・向上

●心身ともに健やかな子どもの育成

知・徳・体の調和がとれ「生きる力」を備えた子どもの育成

人権意識、自尊感情の育成

●特別支援教育の充実

●就学前の教育・保育環境の充実

●学校教育環境の整備・充実

安全で良好な教育環境の整備

●放課後児童クラブの充実

井上市長

ただいま、説明のありました施策の内容について、何か御意見等ございませんか。

生駒委員長

学びの基礎を育てる教育・保育の充実とあるが、下から3つ目の就学前の教育・保育環境の充実との違いは何か。

河合学校教育係長

はじめにお断りさせていただきます。

学びの基礎を育てる教育・保育の次に“内容”が漏れておりましたので追記させていただきます。

委員長の御質問ですが、学びの基礎を育てる教育・保育内容の充実はソフト面である一方で、就学前の教育・保育環境の充実は主にハード面を指しております。

生駒委員長

了解しました。

井上市長

基本方針2の施策の内容について事務局からお願いします。

尾崎総括室長

■基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び【施策の内容】

子どもから大人まで、市民一人ひとりが生涯にわたる学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、人生の各時期に応じた学習機会・場の提供と、地域の特性を活かした学習基盤の充実を図ります。

●生涯学習の充実

●生涯スポーツ社会の実現

生涯スポーツの推進

子どもスポーツの充実

競技スポーツの充実

●社会教育施設の整備・充実

図書館の充実

●家庭や地域の教育力の向上

●人権教育、人権啓発の推進

井上市長

ただいま、説明のありました施策の内容について、何か御意見等ございませんか。

出席委員 特にありません。

井上市長 基本方針3の施策の内容について事務局からお願いします。

尾崎総括室長 ■基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用【施策の内容】

本市の豊かな歴史・文化的資源を後世に伝えるため、文化財の調査、保護及び指定の推進を図るとともに、学校・地域とも連携しながら郷土の歴史や文化を身近に感じられる環境づくりを進めます。また、日常生活の中に喜びや楽しみ、明日への活力をもたらす文化・芸術活動の振興を図るため、活動の支援や文化に親しむ機会・場の充実を図ります。

●文化財の保護と活用

●文化・芸術活動の促進

井上市長 ただいま、説明のありました施策の内容について、何か御意見等ございませんか。

出席委員 特にありません。

井上市長 続いて、最終ページの施策の体系図の説明を事務局からお願いします。

尾崎総括室長 細かな説明は省略させていただきます。

本日、ご説明しました大綱の基本理念から施策の内容を体系的に記載させていただいております。

河合学校教育係長 補足として、施策の体系図の訂正をお願いいたします。

めざす人間像を次のように訂正させていただきます。

○知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人

○知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人

○ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

井上市長 ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様何か

御質問等ございませんか。

出席委員 特にありません。

井上市長 本日、御議論いただきました本大綱を12月市議会の初日(11月30日)の全員協議会で報告し、正式決定することと考えております。議会へ報告し、質問等があれば適宜修正する方向で検討したいと考えております。
正式に議会へ報告することとしてよろしいか。

出席委員 異議なし

井上市長 ありがとうございます。
続いて、“宮津市教育振興計画(仮称)の策定に向けて”事務局から説明をお願いします。

尾崎総括室長 失礼します。
別冊資料“宮津市教育振興計画(仮称)の策定に向けて”に沿って説明させていただきます。
名称は宮津市教育振興計画(仮称)とし、策定日は平成28年3月(予定)としております。
法的根拠は、先ほど議論していただきましたとおり削除させていただきます。
位置づけは、「宮津市教育大綱(案)」の理念を具現化するため、本計画を策定するものとします。
計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とするものです。
計画の骨子(案)についてです。

【計画の骨子】(案)

第1章 宮津市教育振興計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 宮津市の教育を取り巻く現状と課題

- 1 少子高齢化の状況

第3章 基本理念とめざす人間像

- 1 基本理念
- 2 めざす人間像

3 計画の体系

第4章 基本方針と施策の内容

■基本方針1 明日の宮津を創る子どもの育成

○現状と課題

○施策の内容 ・学びの基礎を育てる教育・保育の充実ほか

■基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び

○現状と課題

○施策の内容 ・生涯学習の充実ほか

■基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用

○現状と課題

○施策の内容 ・文化財の保護と活用ほか

第5章 計画の実現に向けて

1 学校園・家庭・地域・行政の役割

2 計画の周知と各種情報の収集・発信

3 計画の進行管理

資料編

1 総合教育会議開催回数

2 庁内関係部署との調整

3 関係団体・機関との調整

【計画策定までのスケジュール(予定)】についてです。

■12月～1月中旬：中間案策定

■1月中旬～下旬：関係室・関係団体ヒアリング

■2月：最終案(総合教育会議への報告)

■3月議会(報告)

なお、宮津市教育振興計画(仮称)イメージとして、具体的に記載する内容等を資料として添付しております。

以上です。

井上市長

ただいま、事務局から説明がありました。

宮津市教育振興計画(仮称)の策定に向けて、何か御質問等がありますか。

なお、宮津市教育振興計画は、大綱を具現化するものなので、ゼロベースからではなく、現在の学校教育の重点、社会教育の重点から事業を拾い上げ、中間案を策定し関係室等へのヒアリングを行うほうが事務的に速いと考えます。

特に無いようでしたら、事務局において教育振興計画の中間案を提出していただき、年内にもう一度会議を開催したいと考えております。

本日、大綱をほぼまとめることができました。
今後は、具体の宮津市教育振興計画の策定に向けてお願い
したいと思います。

尾崎総括室長

以上で、本日の第3回宮津市総合教育会議を終了させてい
たいただきます。

(閉会 午後6時05分)